

物件移転補償調査業務

特記仕様書

令和7年4月

大崎地域広域行政事務組合

第1章 総則

第1節 総則

本特記仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）の発注する物件調査算定調査業務を受注したものが厳守しなければならない事項を示すもので、これにより難しい、これに記載のないものについては、国土交通省東北地方整備局用地調査等共通仕様書によるものとする。

第2節 業務の目的

組合では、大崎広域新最終処分場整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施を推進しているところである。

本業務は、新最終処分場建設地の用地取得に支障となる、物件調査及び算定を実施することを目的とする。

第3節 業務の名称

物件移転補償調査業務

第4節 業務場所

宮城県加美郡色麻町四竈字指浪及び東原地内

第5節 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年7月31日まで

第6節 業務範囲

本業務の範囲は以下に示すとおりとする。

- (1) 新最終処分場整備に支障となる物件調査及び補償金の算定

第2章 共通事項

第1節 共通事項

- (1) 業務の実施にあたっては、作業を適正かつ円滑に施行するため、管理技術者は調査職員と常に密接な連絡をとり、連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際に確認するものとする。
- (2) 受注者は、契約の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解した上で、調査区域内の物件等の権利者並びに関係ある他の官公庁と協調を保ち、正確かつ誠実に調査等を行わなければならない。
- (3) 配置技術者については、入札日の前日から起算して3ヵ月以上前から引続き入札参加者と直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。
- (4) 業務の実施にあたっては、適正な作業を円滑に施行するため、管理技術者及び照査

技術者は、物件部門に係る以下①、②のいずれかの資格を有する者を選任するものとする。

①補償業務管理者

②補償業務管理士

- (5) 受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため第三者の土地に立ち入る場合にはあらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、立入り作業完了後には速やかに身分証明書を発注者に返却するものとする。
- (6) 業務の参考となる基礎資料、成果物等を貸与することができるが、発注者の承諾を得てから貸与品借用書を提出するものとする。
- (7) 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ調査職員に報告するとともに、所有者の承諾を得て行わなければならない。
- (8) 受注者は、契約締結後、14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。作成にあたっては以下の点に留意して作成すること。
- 1) 計画書に記載する実施方針は、業務を実施するにあたって必要となる作業計画の具体的な方針とすること。また、業務の流れが明確に把握できるように、フローチャートで作業手順を示すものとする。
 - 2) 業務打合せを行った際は、協議記録簿は受注者において作成し、相互に確認すること。
 - 3) 計画書に記載する成果品の内容、部数については共通仕様書、特記仕様書等に基づくものとするが、特記すべき成果品（資料等）を提出する場合は、調査職員に確認し記載すること。
 - 4) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (9) この業務には、調査及び算定業務の瑕疵を防止するため、管理技術者の他に成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めるものとする。

第2節 物件調査及び算定

- (1) 調査内容については別添新最終処分場整備に伴う物件調査算定調査内訳のとおりとする。
- (2) 調査算定にあたっては遺漏の無いよう十分に調査し、算定すること。
- (3) 打合協議は、必要に応じて随時行うものとする。

第3節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 関係諸法令、通達、通知等

第4節 中立性の保守

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

第5節 検査及び支払いについて

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、組合の検査合格をもって引渡しとする。また、支払は業務完了後に一括支払とする。

第6節 疑義の解釈

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、組合と受注者の協議によるものとする。但し、業務遂行上必要と認められる軽微な事項については、受注者の費用及び責任において実施するものとする。

第7節 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、成果品の納入後であってもその不備が発見された時は、速やかに受注者の費用を持って訂正すること。
- (4) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (5) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (6) 受注者は、本業務の遂行により知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了した後、組合からの問い合わせについては、誠実に対応すること。
- (7) 受注者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

第8節 成果品

成果品については、組合の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引き渡した時点をもって本業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出部数は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 工作物調査表及び補償金算定表 | 3部 |
| (2) その他参考となる資料 | 3部 |
| (3) 上記すべての電子データ | 一式 |

第3章 業務内容

第1節 物件調査及び算定調査業務

- (1) 作業中は、当事者及び第三者への障害、事故の発生を未然に防止するとともに、労働基準法及びその他関係法令を遵守し、円滑に実施するものとする。
- (2) 受注者は、既知点（基準点、水準点）及び現場に設置した新点（基準点、水準点、仮BM）の利用に十分留意し、作業中、作業後も適切な保存措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、下記に掲げる成果品を提出すること。
 - ①各種調査書、各種図面等を納品すること。
 - ②原稿成果の電子データを1部納品すること。

第2節 積算の条件について

- (1) 積算については、【参考資料】積算入力データリストを用いて積算しているので、それを参照すること。

第3節 成果品の納入時期について

- (1) 成果品の納入時期は、業務完了報告書とともに本業務が完了したときとするが、履行期間中に業務の経過確認や参考資料として、結果及び調査の内容について求める場合もあるので、事前に調査職員と十分打合せを行うものとする。なお、これにより難しい場合は調査職員と協議により決定するものとする。

第4節 成果品の帰属と責任範囲

- (1) 成果品の帰属はすべて発注者とする。
- (2) 本業務の性質上完成検査後において、不備・訂正・検算等が発生した場合や工事実施における施工困難による内容調整が生じた場合には、速やかに図書等の修正を行わなければならない。また、検査等があった場合は誠意を持って対応すること。
- (3) 上記に要する経費は受注者の負担とする。

第4章 その他

第1節 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

第2節 その他

- (1) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) その他疑義を生じた場合、又は仕様書等に定めのない場合は調査職員と協議するものとする。